



国保の加入と脱退には届け出を

国民健康保険への加入や脱退、住所・氏名に変更があった場合は、異動があった日から14日以内に役場町民保健課、または指江支所総合管理課で届け出をしなければなりません。

脱退と勤務先の保険証、印鑑を
持参し手続きしてください。
※各種届け出には、マイナンバー
カードや運転免許証などの身分
証明書が必要です。



問い合わせ先
役場町民保健課国民健康保険係
☎(86)1157 [直通]

社会保険などに加入しても、国民健康保険は自動的に資格喪失にはなりませんので、国民健康保

○加入の届け出が遅れると…
保険税をさかのぼって納めることとなります。また、保険証がないので届け出の日までに病院にかかった医療費は、全額自己負担となる場合があります。

○脱退の届け出が遅れると…
国民健康保険の資格がなくなつた後、国民健康保険の保険証を使って病院にかかる時、国民健康保険で

負担した分の医療費を返納しなければならぬ場合があります。

○国民健康保険被保険者証の更新
国民健康保険被保険者証の更新については、3月末日までに各公民館などで配布する予定です。詳細については問い合わせください。

※令和3年度分までの国民健康保険税に未納があると更新できない場合があります。

	届け出が必要なのはこんなとき	届け出に必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他の市町村から長島町に転入してきたとき	他市町村からの転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	母子手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書、印鑑
国民健康保険をやめるとき	他の市町村へ長島町から転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	保険証、職場の健康保険の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書、印鑑
その他	長島町内で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	保険証、在学証明書、印鑑
	就学のため、別に住所を定めるとき	
	保険証をなくしたとき	